

社説

Editorials

生活保護削減

歯止めはどこなのか

憲法にうたわれた「最低限度の生活」が際限なく切り下げられるのではないか。そんな懸念さえ抱く。

政府が新年度から、生活保護予算を削減する方針を決めた。生活費にあたる「生活扶助」を3年かけて、実質的に6・5%減らす。

今の制度が始まった1950年以来、引き下げは03年度（0・9%減）と04年度（0・2%減）の2回だけ。今回の引き下げ幅はたいへん大きい。

削減する670億円のうち580億円は、08年から11年までの物価下落（デフレ）分を反映させたといつ。

厚生労働省は、一般の低所得世帯の消費実態と比べ、生活扶助が多すぎたり少なすぎたりしないよう、検証したはずだ。

審議会の専門家が公開の会合

を13回重ね、「生活扶助は子どものいる夫婦世帯では高め、高齢単身世帯は低め」といった結果を公表したではないか。

この通りに基準を見直して減る予算は90億円。ところが、その6倍以上の金額がデフレを理由に削減される。

生活保護費を適正な水準にする必要はある。だが、そもそも年金とは違い、生活保護には物価の変動を反映させるルールはない。デフレ要因は、「給付水準の原則1割カット」を掲げる自民党の意向で、急きよ持ち出された理屈にすぎない。

まず専門家による実証的な検討をすべきだ。それなしに、政治判断だけで生活保護に切り込むのは拙速である。一方で、高齢者医療の窓口負担軽減には1900億円も使うのだ。

安倍政権の目標である2%の物価上昇が実現したら、生活保

護は引き上げるのだろうか。

今回、明らかになつたのは、生活保護の引き下げに明確な歯止めが存在しないことだ。

経済が成長し、保護水準が引き上げられてきた時代には、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」とは何かを、考え方によっては薄かつたかもしれない。

生活保護の歴史で確認できる「最低限度の生活」の定義は、戦争の傷痕が残るころの「日常生活で寝起きが可能な程度の栄養所要量を充足すること」だけとの研究もある。

しかし、時代は変わった。同じ社会に生きる人すべてに保障すべき「最低限度の生活」とは何か――。

高齢化と雇用の不安定化が進む日本で、私たちが安心して暮らすために、この問いの重みは増している。